

延岡市子ども医療費助成制度

延岡市乳幼児等医療費助成制度が、令和3年4月から「延岡市子ども医療費助成制度」に名称変わりました。

この制度は、子どもの保健福祉の増進と健全な発育の促進を図ることを目的とし、乳幼児及び児童の医療費の一部を助成するものです。

令和3年3月31日までは**水色の資格証**でした。お持ちの場合は、必ず**全て**破棄してください。令和3年4月1日以降は**藤色の資格証**を使用してください。



※この制度における用語の定義

「乳幼児」(0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

「児童」(6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

「子ども」(乳幼児及び児童)

1. 助成対象者

延岡市に住所を有し、医療保険に加入している子どもが対象です。

※注意事項

次のいずれかに該当する場合は、**医療費の助成は行いません。**

- 延岡市重度心身障がい者(児)医療費助成の助成対象となったとき
- 生活保護受給による医療扶助を受けられるとき
- 他の公費負担医療制度が適用される場合は、子ども医療費助成よりも他の公費負担医療制度が優先となります。

2. 自己負担限度額

受給資格者のうち医療機関等において保険給付を受けた場合は、1診療報酬明細書ごとに表の自己負担額を控除した金額を助成します。

令和3年 4月1日から	入院	入院以外		調剤
		歯科	歯科以外	
乳幼児 (小学校就学前)	(月・病院・診療科・入院・入院外別・保険者ごとに必要)	350円		自己負担 なし
児童 (小・中学生)	1,000円	350円	時間内診療のみ 350円	自己負担 なし

医療費助成の給付対象とならないもの

薬の容器代、診断書、予防接種、入院時の食事・部屋代などの保険外診療分

※注意事項

次のいずれかに該当する場合は、**子ども医療費の助成は行いません。**

- 医療費が高額であり、それに対する給付を受けた額
(加入している保険証の保険者が定める付加給付を受けることができるとき、高額療養費の支給を受けることができるとき、国もしくは地方公共団体の公費負担があるときは、給付を受けることができる額)
- 小中学生が夜間急病センターや休日当番医を受診した医療費
- ひとり親家庭等医療費助成の対象である小中学生の入院、及び歯科を除く外来の診療時間外診療の医療費
- 部活動や登下校中を含む学校管理下で「けが」などをした時に、日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付を受けることができるとき
(※学校や幼稚園、認定こども園、保育所(日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付に加入している施設)等に所属している子ども)
- 市外への転出日や生活保護受給申請日及び重度心身障がい者(児)医療費受給申請日、以降に受診した医療費
- 助成後に判明した場合、保護者・医療機関・学校・各関係機関等に確認のうえ、保護者に対し、既に助成した医療費について請求を行う場合がございます。

3. 受給資格証交付申請

子ども医療費受給資格証交付申請し、認定を受けましたら、資格証を交付します。

必要なもの

- 子どもの健康保険証の写し

(申請した年及び前年の1月1日時点で延岡市外に住所がある場合)

⇒子どもの健康保険証の被保険者の個人番号

4. 助成の方法

宮崎県内の医療機関を受診

健康保険証と子ども医療費受給資格証を医療機関の窓口で提示してしてください。

宮崎県外の医療機関や資格証を忘れて受診

県外の医療機関等を受診する場合や、資格証を提示せずに受診する場合は、窓口で請求された負担金を支払い、後日、子ども医療費助成申請を行ってください。

5. 医療費助成申請

必要なもの

- 医療費領収書の原本 (医療機関名・診療日・領収印・診療報酬の点数・受診者名等の記載のあるもの)
- 印鑑 (スタンプ印不可)
- 保護者名義の通帳
- 子ども医療費受給資格証

※補装具の場合は下記が追加で必要です。

- 医師の意見 (指示) 書
- 加入している医療保険から返金額がわかる通知書 (または通帳の写し)
⇒保険診療分である確認のため必ず提出ください。

申請期間

- 受診月の翌月の初日から起算して **1年以内**

6. こんなときは届出が必要です

必要な届出	どんなとき	必要なもの
認定事項変更届	<ul style="list-style-type: none"> • 保険証が変わった • 市内で住所が変わった • 氏名が変わった 	子どもの保険証 資格証
受給資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> • 他市町村へ転出 • 生活保護を受給 • 重度心身障がい者 (児) 医療費助成の対象 	資格証
資格証再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> • 資格証が無くなった、破れた、汚れた等 	特になし
個人番号または所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの健康保険証の被保険者について、子どもが受給資格をお持ちになり喪失までの年及び前年の1月1日時点で延岡市に住所がない場合 	被保険者の個人番号
高額療養費の代理申請	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費が高額となり、限度額認定証を使用せずに子ども医療費助成を受けた場合 	委任状 所得課税証明書 (世帯員分)
ひとり親家庭等医療費の受給資格認定・喪失	<ul style="list-style-type: none"> • ひとり親家庭等医療費受給資格の認定を受けたまたは、資格を喪失した <u>小中学生</u> 	資格証 (入院助成の対象期間の更新)

7. 現況届

現況届は、毎年6月1日の所得課税の状況を把握し、当該年度の「宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業補助金交付」の助成対象の要件を満たしているかどうかを確認しています。

延岡市に長年お住まいの方は特に手続きは不要です。未申告や転入出をされたことがある方は該当の場合があります。

以前は、毎年、所得課税証明書の提出を求めていましたが、現在は、個人番号により省略が可能となりました。対象の方に対し、ご連絡を行いますのでご協力をお願いします。

～夜間、急病になったとき～

延岡市夜間急病センター

診療時間：小児科 毎日 午後7時30分から午後11時まで

場所：延岡市出北6丁目1621 電話：0982-21-9999

※夜間急病センターは、緊急の場合に応急処置をするための救急医療機関です。原則としてお薬は1日分しか処方されませんので、翌日かかりつけの小児科を必ず受診してください。安易な受診は控え、時間内の受診にご協力ください。

延岡市子ども医療費 助成制度のご案内

～受診するべきか判断に迷うような場合～

県北救急医療ダイヤル

0120-865-554 ※通話無料

○平日 (月曜～土曜) 午後5時～翌朝8時

○日曜・祝日・年末年始 24時間対応

看護師や医師が電話による相談を受け付け、医療機関受診の有無や家庭で実施可能な応急的な対応方法などをアドバイスします。

宮崎県小児救急医療電話相談

#8000 (フッシュ回線または携帯電話)

0985-35-8855 (ダイヤル回線)

○毎日午後7時～翌朝8時

小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます。

子ども救急医療ガイド

延岡市保健センターで配布しています。延岡市のホームページからも印刷できます。

こどもの救急オンライン (インターネット)

<http://www.kodomo-qa.jp>



【お問い合わせ先】

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

延岡市役所 健康福祉部 こども家庭課

TEL：0982-22-7017

FAX：0982-21-0203

Email：jidoh@city.nobeoka.miyazaki.jp